



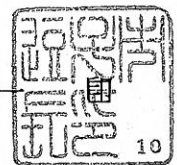
27諮問第11号

2015年（平成27年）6月18日

逗子市個人情報保護運営審議会

会 長 立 川 丈 夫 様

逗子市長 平 井 竜



個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報の目的外提供及び本人通知
の省略について（諮問）

このことについて、逗子市個人情報保護条例第10条第1項第4号及び第2項ただし書の規定に
基づき、別添事案についてご審議いただきたく諮問いたします。

【事務担当】

総務部課税課市民税係
内線366

(別 添)

担当所管名		総務部 課税課
事務の名称		個人の市民税及び県民税の賦課事務
諮問の概要		国税通則法第74条の12第6項の規定に基づく官公署等への協力要請を受け、国税における国外転出をする場合の譲渡所得等に係る課税の特例の運用にあたって必要な国外転出者に係る情報を提供する。
事務の目的及び根拠法令等		国税における国外転出をする場合の譲渡所得等に係る課税の特例の運用にあたり、その適正な課税のため、的確な調査と指導を実施する必要がある、税の公平性を担保するためにも、当該特例制度の適用を受ける可能性のある国外転出者の捕捉には、地方団体との税務行政運営上の協力が不可欠であることから、国税通則法第74条の12第6項の規定に基づく官公署等への協力要請に対し、該当する情報を提供する。 (根拠法令等) 国税通則法第74条の12第6項
対象となる個人の類型・対象者数		国外転出者 (年間約200人)
第10条関係	目的外利用・提供する個人情報の内容	氏名、転出国、転出予定年月日、生年月日、転出時の住所、届出年月日
	利用・提供先	税務署又は国税庁
	利用・提供の理由	国外転出者情報は市町村のみが保有するものであり、他に代替える手段がなく、適正な課税のため、的確な調査と指導を実施する必要がある、税の公平性を担保するためにも、当該特例制度の適用を受ける可能性のある国外転出者に係る情報提供を求める協力要請に応じる必要がある。 なお、提供先の国税職員には、国家公務員法第100条及び国税通則法第126条の規定により、二重の守秘義務が課されている。
	本人通知	☐ 実施 ☒ 省略 (理由: 国外に転出する者の住所は国名のみ把握でき、通知すべき国外住所が不明であり、調査することも困難である。)